

# 山口県報

平成19年  
6月1日  
(金曜日)

## 目 次

人委規則	1
特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	1
公安委規則	1
山口県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する規則	1
警察署協議会規則の一部を改正する規則	2
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則	2
山口県道路交通規則の一部を改正する規則	2
公安委規程	4
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程	4
公安委告示	6
探偵業の業務の適正化に関する法律第十三条第二項の身分を示す証明書の様式	6



特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十七号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第八号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する規則をここに公布する。

平成十九年六月一日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第四号

山口県留置施設視察委員会に対する情報の提供に関する規則

1 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号。以下「法」という。）第二十二条第一項の規定による情報の提供は、毎年、山口県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の最初の会議において、留置施設について次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

- 一 施設の概要
- 二 収容基準人員及び被留置者の人数の推移
- 三 管理の体制
- 四 参観の許否の状況
- 五 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者の自弁の物品の使用及び摂取の状況
- 六 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- 七 法第九十条第一項又は第二百八条第一項の規定による自弁の物品又は書籍等に関する措置の実施の状況
- 八 捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の使用並びに保護室の使用の状況
- 九 被留置者の面会に関する制限又は信書の発受の禁止、差止め若しくは制限の事例
- 十 審査の申請、再審査の申請、法第二百三十一条第一項又は第二百三十二条第一項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果
- 2 法第二十二条第一項の規定による情報の提供は、前項の規定によるほか、次に掲げる場合に、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出して行うものとする。

- 一 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- 二 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
- 三 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月一日

山 口 県 公 安 委 員 会

山口県公安委員会規則第五号

警察署協議会規則の一部を改正する規則

警察署協議会規則（平成十三年山口県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

一	山口県岩国警察署協議会、山口県周南警察署協議会、山口県防府警察署協議会、山口県山口警察署協議会、山口県宇部警察署協議会及び山口県下関警察署協議会	十五人
二	山口県萩警察署協議会	十四人
三	山口県長府警察署協議会	十一人
四	山口県光警察署協議会及び山口県小郡警察署協議会	八人
五	山口県下松警察署協議会及び山口県小野田警察署協議会	六人
六	前各号に掲げる協議会以外の協議会	五人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月一日

山 口 県 公 安 委 員 会

山口県公安委員会規則第六号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項生活安全企画課に関する部分中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の施行に関すること。

第四条第二項生活環境課に関する部分中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）の施行に関する事務で公安委員会の所掌に属するものに関すること。

第四条第五項警備課に関する部分第八号及び同項外事課に関する部分第二号八中「公安課に関する部分第二号」を「公安課に関する部分第三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月一日

山 口 県 公 安 委 員 会

山口県公安委員会規則第七号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中、「第七条の二」を「第七条の八」に、「普通車講習等申出書」を「大型車中型車普通車講習等申出書」に、「審査申請書（自動車の運転についての必要な技能の審査を受ける場合に限る。）」を「緊急自動車運転資格審査申請書」に改め、同条第三項の表中、「第七条の三」を「第七条の九」に、「第七条の四」を「第七条の十」に、「第七条の五第一項」を「第七条の十一第一項」に、「第七条の五第二項」を

「第七条の十一第二項」に、「第七条の六」を「第七条の十二」に、「第七条の七第一項」を「第七条の十三第一項」に、「第七条の七第二項」を「第七条の十三第二項」に、

「九 第二十三条第六号の更新時講習申出書  
十 第二十四条の審査申請書（自動車の運転についての必要な技能の審査を受ける場合を除く。）」を

「九 第二十三条第六号の更新時講習申出書」に改める。

第八条第二項中「第三十二条第一項第一号」を「第三十二条第一項」に改める。  
第九条第三項第一号の表中「第四十八条の八第二項」を「第四十八条の十四第二項」に改める。

第二十三条第四号中「普通車講習」を「大型車中型車普通車講習」に、「大型二輪車講習」を「大型二輪車普通二輪車講習」に、「普通二輪車講習」を「原付講習」に、「応急救護処置講習」を「旅客車講習」に、「同項第八号」を「又は同項第八号」に、「原付講習」を「応急救護処置講習」に改め、「又は同項第八号の二に掲げる講習（以下「旅客車講習」という。）」を削り、「普通車講習等申出書」を「大型車中型車普通車講習等申出書」に改める。  
第二十四条を次のように改める。

（審査の申請）

第二十四条 政令第三十二条の三、第三十二条の四又は第三十二条の五第一項若しくは第二項の規定による審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書（別記第十八号様式）を公安委員会に提出しなければならない。  
第二十七条第一項中「第三十四条第二項第二号」を「第三十四条第三項第二号」に改める。

別記第九号様式の表中

乗用	貨物
大型	普通
普通	軽
大型	普通
普通	軽

を

乗用	貨物
大型	中型
普通	普通
軽	大型
	中型
	普通
	軽

を

大型	普通	大特
/種2種	/種2種	/種2種

を

大型	中型	普通	大特
/種2種	/種2種	/種2種	/種2種

を改める。

別記第十一号様式の欄及び別記第十一号様式の二の欄中「第74条の2第5項」を「第74条の3第5項」に改める。

別記第十二号様式第74条の2第6項、第74条の3第6項、を改める。

別記第十四号様式の二の欄中	「種類」	「種類」	を改める。

乗用の欄中「普通免許」を「中型免許」及び「大型特殊免許」及び「普通免許」及び「大型二輪免許」及び「大型特殊免許」及び「普通二輪免許」及び「小型特殊免許」及び「普通二輪免許」及び「下欄左端」を「小型特殊免許については7番目の項に、下欄左端」及び「普通二輪免許」及び「けん引第二種免許」及び「大型特殊第二種免許」及び「普通第二種免許」及び「けん引第二種免許」及び「大型特殊第二種免許」及び「けん引第二種免許」及び「けん引第二種免許については7番目の項に、それぞれ」を改める。

別記第十五号様式第

大型	普通	大特	大自	普自	小特	原付	けん引	大型	普通	大特	けん引

を

大型	中	普通	大特	大自	普自	小特	原付	けん引	大型	中	普通	大特	けん引

を



平成十九年六月一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中八十の表を八十三の表とし、七十二の表から七十九の表までを三表ずつ繰り下げる。

別表第一の七十二の表第二十四条の項中「審査申請書」を「緊急自動車運転資格審査申請書」に改め、同表を別表第一の七十五の表とする。

別表第一の六十二の表から別表第一の七十一の表までを三表ずつ繰り下げる。

別表第一の六十一の表第三十八条第十五項の項中「第38条第15項」を「第38条第14項」に改め、同表第三十八条第十六項の項を次のように改め、同表を別表第一の六十四の表とする。

第38条第15項	大型車講習終了証明書等の交付
----------	----------------

別表第一の六十の表第三十二条の二第二四号の項を次のように改め、同表を別表第一の六十三の表とする。

第32条の3	緊急用務のための中型自動車の運転資格審査
--------	----------------------

別表第一の五十九の表第百八条の二第二項第四号の項中「普通車講習」を「大型車講習、中型車講習及び普通車講習」に改め、同表第百八条の二第二項第五号の項中「大型二輪車講習」を「大型二輪車講習及び普通二輪車講習」に改め、同表第百八条の二第二項第六号の項中「普通二輪車講習」を「原付講習」に改め、同表第百八条の二第二項第七号の項中「応急救護処置講習」を「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習」に改め、同表第百八条の二第二項第八号の項中「原付講習」を「応急救護処置講習」に改め、同表第百八条の二第二項第九号の項を削り、同表第百八条の二第二項第十一号の項中「更新時講習」を「優良運転者、一般運転者及び違反運転者等に対する講習」に改め、同表を別表第一の六十二の表とする。

別表第一中五十八の表を六十一の表とし、五十七の表を五十八の表とし、同表の次の二表を加える。

59 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

根拠条項	事務の内容
第56条の27第1項	届出対象病原体等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付
第56条の27第2項	届出対象病原体等の運搬に関する指示
第56条の27第3項	運搬証明書への指示内容の記載
第56条の30	届出対象病原体等の運搬に関する報告の徴収
第56条の31第1項	届出対象病原体等の運搬に関する立入検査

60 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）

根拠条項	事務の内容
第21条	運搬証明書の記載事項の変更の届出の受理及びその書換え
第22条	運搬証明書の再交付
第23条	返納に係る運搬証明書の受領
第24条第1項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

別表第一中五十六の表を五十七の表とし、二十六の表から五十五の表までを三表ずつ繰り下げる。二十五の表の次に次の二表を加える。

26 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）

根拠条項	事務の内容
第13条第1項	報告又は資料の徴収
第14条	探偵業者に対する指示

別表第二の三十一の表を別表第二の三十三の表とする。  
別表第二の三十の表第二十四条の項を削り、同表を別表第二の三十一の表とする。  
別表第二の二十六の表から別表第二の二十九の表までを三表ずつ繰り下げる。  
別表第二の二十五の表第百八条の二第二項第十一号の項中「更新時講習」を「優良運転者、一般運転者及び違反運転者等に対する講習の」に、「更新時講習」を「講習」に改め、同表を別表第二の二十七の表とする。

別表第二の十の表から別表第二の二十四の表までを三表ずつ繰り下げる。別表第二の九の表の次に次の二表を加える。



平成十九年六月一日印刷  
平成十九年六月一日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

10 探偵業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条第1項	探偵業の届出書の受理
第4条第2項	探偵業の廃止又は変更の届出書の受理
第4条第3項	探偵業の届出又は変更の届出があったことを証する書面の交付
第13条第1項	立入検査

11 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則 (平成19年内閣府令第19号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条第2項	探偵業届出証明書の再交付
第4条第3項・第4項	返納に係る探偵業届出証明書の受領

附 則

この規程は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、別表第一の七十二の表第二十四条の項、別表第一の六十一の表第三十八条第十五項の項及び第三十八条第十六項の項並びに別表第一の六十の表第三十二条の二の二第四号の項の改正規定、別表第一の五十九の表の改正規定(同表を別表第一の六十二の表とする部分を除く。)並びに別表第二の三十の表第二十四条の項及び別表第二の二十五の表第百八条の二第一項第十一号の項の改正規定は、同月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第二十四号

探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)第十三条第二項の身分を示す証明書の様式を次のとおり定める。

平成十九年六月一日

山口県公安委員会

様式

(表)

	身 分 証 明 書	第 号
上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)第13条第1項の規定により立入検査をする警察職員であることを証明します。 年 月 日発行 山口県公安委員会 印		

(裏)

探偵業の業務の適正化に関する法律抜粋

(報告及び立入検査)

第13条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  
(第3項省略)

備考 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.56センチメートルとする。